

第 1 1 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成28年11月2日(水)

開会 午後13時30分

閉会 午後15時00分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 22名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	○	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	欠			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 7番 松尾 雅宏

17番 古賀 正春

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	久保 克明
農地係	末吉 亜紀		

6. その他出席者

7. 付議事項

議案 第50号	農地法第5条の申請について	(1件)
議案 第51号	農地法第4条の申請について	(1件)
議案 第52号	農地法第3条の申請について	(5件)
議案 第53号	農用地法第3条許可の取消願いについて	(1件)
議案 第54号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 5件) (中間管理事業 8件)	
議案 第55号	農用地利用配分計画の承認について	(8件)

8. 報告事項

報告 第21号	農地法第18条第6項通知の受理について	(7件)
報告 第22号	農地の形質変更届出について	(3件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。																														
議長	<p>それでは、ただいまより第11回農業委員会会議を開会します。本日の欠席者は1名で、18番福田委員が欠席となっております。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。今回は7番 松尾委員、17番 古賀委員です。事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0" data-bbox="359 1030 1420 1534"> <tr> <td>議案第50号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第51号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第52号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第53号</td> <td>農地法第3条許可の取消願について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第54号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 通年</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 中間管理事業</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第55号</td> <td>農用地利用配分計画の承認について</td> <td>8件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0" data-bbox="359 1668 1420 1792"> <tr> <td>報告第21号</td> <td>農地法第18条6項通知の受理について</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>報告第22号</td> <td>農地の形質変更届出について</td> <td>3件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第50号	農地法第5条の申請について	1件	議案第51号	農地法第4条の申請について	1件	議案第52号	農地法第3条の申請について	5件	議案第53号	農地法第3条許可の取消願について	1件	議案第54号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について			利用権設定 通年	5件		中間管理事業	8件	議案第55号	農用地利用配分計画の承認について	8件	報告第21号	農地法第18条6項通知の受理について	7件	報告第22号	農地の形質変更届出について	3件
議案第50号	農地法第5条の申請について	1件																													
議案第51号	農地法第4条の申請について	1件																													
議案第52号	農地法第3条の申請について	5件																													
議案第53号	農地法第3条許可の取消願について	1件																													
議案第54号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について																														
	利用権設定 通年	5件																													
	中間管理事業	8件																													
議案第55号	農用地利用配分計画の承認について	8件																													
報告第21号	農地法第18条6項通知の受理について	7件																													
報告第22号	農地の形質変更届出について	3件																													

議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第50号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第50号 農地法第5条の申請1件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、48番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、平面図が4ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町長浜地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第50号農地法第5条の申請は以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条48番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>10月の2日に親子でみえられました。現地は、国道204号線を山代方面へ向かって、〇〇〇東山代店前の信号から右へ200m程行ったところに、長浜干拓に行く旧県道がありますが、そこ</p>

担当委員	を、左へ150m程行ったところでは。近隣の承諾書ももらってあり、区長、生産組合長さんの印鑑もありましたので、私もサインしました。どうぞよろしくご審議ください。
議長	<p>48番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第50号 農地法第5条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第51号 農地法第4条の申請1件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第51号 農地法第4条の申請1件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、21番になります。</p> <p>図面は、案内図が5ページ、字図が6ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町大川内山地区です。</p> <p>申請人が、植林するための申請です。</p> <p>申請人が既に植林していたことについて、始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p>

事務局	議案第51号 農地法第4条の申請については以上1件です。
議長	それでは、21番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	この申請地は古屋敷の辺りになりまして、一応、現地を確認させていただきまして。それである、杉も植わっておりましたので、始末書を添付させていただいたところがございます。御協議下さい。
議長	<p>21番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第51号農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第52号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第52号農地法第3条の申請について説明します。</p> <p>まず、議案は3ページから4ページ、77番から81番をご覧ください。</p> <p>77番から81番まで申請事由や経営状況等を掲げております。全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請、77番から81番についての説明は以上です。</p>

<p>議長</p>	<p>それでは、事務局より説明がありました。農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、77番から81番について、議案3ページ、4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第52号農地法第3条の申請5件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第53号農地法第3条許可の取消願いについて説明を事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第53号農地法第3条許可指令書の取消し願いについてご説明します。</p> <p>議案は5ページになります。平成28年8月3日に農地法第3条の許可を受けられていましたが、錯誤により許可の取り消し願いが出ております。</p> <p>農地法第3条許可指令書の取消し願いについての説明は以上1件です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、事務局より説明がありました。農地法第3条許可の取消願いについて、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>ないようですので、議案第53号農地法第3条許可の取消願いについて許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第54号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 5 4 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 5 件について、御説明します。</p> <p>議案の 6 ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が 4 名、貸付人が 4 名で、面積は、田が 11,473 m²、畑が 9,477 m²です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を 7～9 ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上 5 件です。</p>
議長	<p>議案第 5 4 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 5 件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第 5 4 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 5 件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第 5 4 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の中間管理事業について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 5 4 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業 8 件について御説明いたします。</p> <p>議案は 10 ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を 11 ページから 14 ページに掲げております。農業公社への利用権設定、貸付となっております、面積、畑が 24,638 m²、貸付人は 8 名となっております。期間は 10 年</p>

事務局	<p>となっております。</p> <p>中間管理事業については、以上 8 件です。</p>
議長	<p>議案第 5 4 号農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業 8 件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
20 番委員	<p>お茶はどうなるのですか。</p>
議長	<p>この地区もですね、波多津のこの辻地区も、自分達の黒川東部茶工場の共同工場に、当初はここに書いてあるように 8 名の方が持ってきておられました。で、自分達の黒川東部の、花房、畑川内、長尾、真手野ですね、自分達の集落の方が圧倒的に組合数は多かったのですが。その他に、伊万里市の松浦町からも 3 人持ってきておられました。それで共同工場ですね。波多津の辻は、波多津の木場の方に共同工場があつてですね。ちょっと、そこでなんかちょこちょこあつたみたいで、黒川の茶工場にかたらせてくれということで、ずっと今まで続いてきたのですけど。前から何回か申し上げておりますように、価格低迷現象と、高齢化とか、後継者の問題とかいろいろありまして。どんどんどんどん辞めていかれて。最後は、もう少し前ですかね、自分達の黒川の真手野が 3 名、波多津の辻も 3 名になって、6 人で操業しとりました。自分達の集落も高齢化と、価格低迷で、もう、別のを作った方がよい、ということになってしまって、2 人減られました。それで、去年は、真手野は、自分 1 人。波多津の辻の 3 名と 4 名で稼働しました。やっぱり、必要経費というのは絶対かかるわけですよ。例えば電気代、建物の集合税、市役所に支払いする。そういう関係と、土地自体を借りておりますので、その賃借料の関係とかですね。固定経費が絶対かかるものですから。今回の今年の 1 番茶、</p>

議長	2番茶まで摘んで、もう、採算が厳しいということで。1番茶の価格も例年と比べても若干低めですね。もうちょっと続けきれないということで。辻の方も、こういうふうになりました。まだ機械的には結構使える状態ですけども。
20番委員	お茶はそんなに低い。コマーシャル関係でも、なんとかお茶、なんとかお茶とか言ってますけども。
議長	16ページの配分計画の後に、その後の話をさせていただきます。その他にございませんでしょうか。
15番委員	聞いてよろしいでしょうか。
議長	はい、どうぞ。
15番委員	引き受けられた方は、茶工場はどちらの方に。加工場の方は。
議長	16ページ終わってからお話し致します。すみません。 その他にございませんでしょうか。 <なし> 無いようですので、議案第54号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業8件については、申出のとおり決定します。 続きまして、議案第55号農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第55号農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。 議案は15ページ～16ページになります。

事務局	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第19条第3項の規定により、伊万里市長から承認を求められたので、この案を提出することとなっております。先程、農業公社へ利用権設定を行ったものを、借受者1名が借り受けることとなっております。詳細は、16ページになりますが、現状お茶の状態が良くないと言うことで、1年目が使用貸借で、2年目以降は賃借の契約となっております。</p> <p>農用地利用配分計画の承認については以上8件です。</p>
議長	<p>議案第55号農用地利用配分計画の承認について、先程、15番委員さんの方から御質問があった件を回答させていただきますと。この、16ページに記載されてありますように、利用権の移転を受けるもので、〇〇〇さんとありますね。地主さんが右の方なんですけども。それで、ざっくばらんに言いますと、自分達の集落の黒川町の真手野の開発畑をですね。この〇〇〇君ともう一人、日南郷の△△△君が作りに来ていただいております。この〇〇〇君がですね、〇〇〇君も△△△君も自分達の日南郷辺りにも持っていたのですが。それで、まだ自分達の集落も作ってもらっているのですけれども。それとまた〇〇〇君がもっと面積を増やしたいということで。この辻の方からお話があって、そして農業委員会の中間管理事業の関係で事務局からも説明に行ったりして、最終的にこういった形になったのですけれども。辻の2町4反分については、〇〇〇君が全部自分が引き受けますということで。前にもちょっとお話をしたと思うんですけど、〇〇〇君は個人工場ですね、個人工場で、東彼杵の方のお茶の先生ですね、その先生の指導を受けて、西九州茶の流通センターで1番茶2番</p>

議長	<p>茶3番茶とセリにかかるのですが。とにかく、上位をずっと行くような加工技術ですね、それと、基肥といいますか、有機肥料とかなんとかをその東彼杵の先生から教えてもらって、加工技術も磨いてですね、今はもう、優秀な成績を収められております。例えば、セリにかかる時に1番茶で4月28日だったら4月28日。点数が500点とか550点くらいセリにかかる物件があるとしたらですね。これの、ナンバー1を〇〇〇君は3回くらい獲ったとかですね。例えば、8800円とか、一番高い値が1kg、セリ値はするじゃないですか。で、安いやつは1000円しかつかないんですよ。もう、茶商さんも、本当に、味、香り、その辺りを良いものを作らないと買い叩く時代に今はなっています。それだけ、お茶を飲まない時代にもなってきているのですが。この〇〇〇君が45か6くらいでして。本当に、やり手さんです。一所懸命しておられます。ですので、波多津の辻も今年1番茶、2番茶まで摘んで、もう赤字、特に2番茶は赤字ですね。でもって、辞めたということで、そのままもう、放っておかれたのですよ。それで、2か月前くらいからですかね。どうにかしないといけないということで、この農業委員会にご相談されてですね、このような形になりました。そして、日南郷は1番茶のそのお茶摘み時期、自分達の真手野のお茶摘み時期、波多津の辻のお茶摘み時期ですね。これを比較したら、波多津の辻が海に近いということと、日照が良くて、一番早いのです。自分達の黒川町の真手野はこれよりも2～3日遅れます。日南郷は一番茶を摘む時期が10日から下手したら2週間遅れるのですよ。標高が400mとかで。それで、同じ一番茶でも一番茶を1日でも早く良いお茶を出したら、ものすごく高値になるのです。並のお茶を作ったら買い叩くのです、今は。なので、自分達の黒川の茶工場は並のお茶しか作</p>
----	---

議長	<p>りきれなかったということですね。自分達の技術力不足もあるのですが。あと、工場についてはですね、後々分かることですので、黒川の茶工場が昭和55年に初め建物を建てて、機械を60kgラインを2ライン同じ物をつけて。が増えて120kgラインを平成7年ですかね、平成7年度に120kgラインを更新しなおして、また設備投資ですね、それで部分的にはまた運営してきたのですが。この後、もう来年から、使う人間がいなくなりますもので。1回、委員会でもお話ししたと思いますが。ある方が、大麦若葉ですね。TPPとか、そのあたりの先々を考慮して、ちょっと使わせてもらえないでしょうか、ということで。1年半以上前くらいからですね。御相談に、自分の家に3~40回くらいお見えになっているのですが。話をずっと進めてですね。先月の初めに農協の組合長の所に組合に行ったらちょうど組合長が役員室におられましたので。実状をですね、ある程度は知っておられましたけれども、話をして。で、こういった形ということで。それで、その方に、賃借するような形でですね。なっております。契約書もですね、農協の組合長、それと、黒川東部茶工場の部会長、自分が地主代表で、それと作られる方ですね。4者でお互い判子を押して、契約書を、先月の10月17日にはっきり交わしました。使われる本人さんも、大麦若葉の加工が初めてのことから、今年の初めに八女の方に実験的に持っていかれて、試験的にはされているのですけれども。自分で加工はされたことがないわけですね。それで、一応1年契約で更新するような形にさせていただいております。採算が合えば、ずっと更新するような形でですね。建物が各町のライスセンターと一緒に、農協の名義になっています。建物自体が。支払いは部会員が支払ってきたのですが。あくまでも名義は農協です。中の機械は自分達は</p>
----	--

議長	<p>農協から借金して支払いしてという感じで。しかし、建物だけが農協の名義になっているものですから。以上となります。</p> <p>その他にございませんでしょうか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第55号農用地利用配分計画の承認については承認を戴きました。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第21号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第21号農地法第18条第6項通知の受理7件について御説明します。</p> <p>議案は17ページ、18ページを御覧ください。</p> <p>39番から45番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。</p> <p>解約後は別の方に貸借される予定です。</p> <p>報告第21号については以上7件です。</p>
議長	<p>報告第21号農地法第18条第6項通知の受理7件について、御質問はございませんか。</p>
7番委員	<p>農機具が入らないためと書いてありますが、賃借権はこのとおりこれで切れるということですかね。始まりが25年の12月、6年だから31年まで期間があるわけでしょう。これ、そもそもなんなんですかね。第18条第6項の一番上でも。期間は6年間。始まりが25年ということは、平成31年ですよ。</p>

事務局	期間は残っていますが、なかなか作り辛いということで、〇〇さんの方が返される。
7番委員	〇〇さんの方からお返しになるわけですね。
事務局	はい。
7番委員	当然、農機具が入らないようなところだから、もう見つけきれないですよ、普通。まして、こういうふうに東京に居られる方は、当然見つけきれないはずがないですよ。そうするとこれ荒れていきますよね。
事務局	39番と41番については別の方に貸借を予定しているということで、お話を聞いています。それ以外は借り手の方を探したい、というふうにおっしゃられているそうです。
7番委員	それこそ、農地中間管理機構という機能があるのだけれども。そういうのは、例えば、機構の事務局は、そういう圃場を見に行きましたか。
事務局	今からするようにしております。そういう希望があったらですね。通常は、本人さんから解約の申し出があった時に、こちらの方から今後どうするのですか。と確認を取って、借り手を探したいという御相談を受けているところなんです。今から、貸し手なり中間管理事業なりを使っていく形になると思います。
7番委員	いまいま、借り手が、作りきれないので戻しましょう、ということで戻る。そうしたら、地権者当然困りますから、中間管理機構に預けてしまいますよね。貸す意思を持ちながら管理機構に預けますよね。
事務局	預けられると思いますが。
7番委員	そうすると、3年間は中間管理機構が管理して。その後はどうな

7番委員	るのですか。
事務局	3年間借りるという形ではなくて、あくまで貸付の申し出をされて、そして、借り手を探していく。借り手が決まった段階で正式に公社が借り受ける、という形になっております。それで今おっしゃられたように、荒れたらどうするんですか、という御質問なのですが。現状、貸し手を探せなければ荒れてしまうのは、いたしかたないかなと。
7番委員	荒れてしかたないと。
事務局	借り手がいなければ、耕作自体はできない状態なんですね。
7番委員	中間管理機構というのは、貸す意思を持てば3年間は管理してやるという何かがなかった。
事務局	一回借り手を探して、貸付、貸借が成立した後、耕作者が作れないとなった時に2年間は管理しますと。
7番委員	まさにそれじゃないのか。2年間は。
事務局	この分は、中間管理機構を使った分ではなく、利用権設定という別の分なので、今のところは管理はできない。今おっしゃったように、中間管理事業があり、公社を使って借り手ができました、といった時には、2年後は大丈夫なんです。その後は返却されるので、改めてまたどうにかしないといけない。
7番委員	機構に預けてない、利用権設定だったから、2年間も機構は管理してくれないわけですね。
事務局	そうですね。25年の時にはまだ管理機構も立ち上がってないので。
7番委員	ということは、我々農業委員会が、特に地区の担当委員がみつけて探さないといかんということですね。

事務局	<p>そうですね。もともと、管理機構がなかった時には、そういう形で農業委員さんの御協力もいただいて、貸し手を探していたのが実状ですね。</p>
7番委員	<p>そこまでだね。言葉にできるのは。なかなか、見つけられんもんね。わかりました。</p>
議長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして報告第22号農地の形質変更届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第22号農地の形質変更届出について御説明します。</p> <p>議案の19ページ、14番になります。</p> <p>図面は、案内図が7ページ、字図が8ページ、土地利用計画図が9ページ、断面図が10ページになります。</p> <p>申請地は立花町富士町地区です。</p> <p>水はけが悪く、排水不良のため嵩上げをして畑として利用するための届出です。</p> <p>続きまして、議案の19ページ、15番になります。</p> <p>図面は、案内図が11ページ、字図が12ページ、土地利用計画図13ページ、断面図が14ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町井手野地区です。</p> <p>申請地は、道路からの段差により機械での進入が困難なため、道路の高さまで嵩上げして、畑として効率的な利用を図るための届出です。</p> <p>続きまして、議案の19ページ、16番になります。</p>

事務局	<p>図面は、案内図が15ページ、字図が16ページ、土地利用計画図が17ページ、断面図が18ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町古里地区です。</p> <p>申請地は、排水不良のため、嵩上げて畑として利用するための届出です。</p> <p>報告第22号については以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、14番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請人から、嵩上の申請がございました。自宅の方にお見えになったものですから、現地も見に行つて、特別、地域が立花町でもございましたし、農地に支障をきたすことはなかったものですから、了解をしたところでございます。</p>
議長	<p>14番について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、15番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所はですね、〇〇〇小学校のずっと下、裏手ですか、自宅の裏ですね。息子さんが私の所に来られました。場所がですね、道路より低くて利用しにくいために、嵩上して道路並みにして、利用をしやすいしたいというようなことでした。隣接地の承諾もちゃんと受けてありましたので、承諾をしたわけでございます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>15番について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、16番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>案内図を見ていただくとですね。左の方が唐津方面、右が伊万里ということで南波多町の前平地区にあたります。正面の三叉路が元の農協の〇〇支所、今はコンビニになってます。下の方が畑川</p>

<p>担当委員</p>	<p>内、黒川の方に行く県道ですね。それから、県道からちょっと入ったところにある、元、たぶん私は水田だったのと思っていましたが、畑になっていると。申請者の両方が今現在、梨とブドウの果樹園ということで。何年か前ですね、両方とも嵩上げをされておって。この申請地だけが窪地になったということで。今、花木を植えてあるわけですが、排水が悪いということで約1m嵩上をしたいということで。私も現地を確認させていただいたが、特に問題はないと思っております。御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>16番について、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで、第11回の農業委員会会議を閉会します。</p>